

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 27. 5. 28 第 189 回国会第 17 号

5 月 28 日（木）、第 17 回の委員会が開かれました。

1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 43 号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）中央大学経済学部教授

阿部正浩君

一般社団法人 日本経済団体連合会 労働政策本部長

高橋弘行君

派遣ユニオン 書記長

NPO 法人・派遣労働ネットワーク 事務局次長

関根秀一郎君

株式会社リクルートホールディングス 専門役員

リクルートワークス研究所 所長

大久保幸夫君

自由法曹団常任幹事 弁護士

鷲見賢一郎君

（質疑者及び主な質疑内容）

谷川とむ君（自民）

- ・特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別を廃止し、全ての労働者派遣事業を許可制とする意義について阿部参考人及び高橋参考人の見解を伺いたい。
- ・派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップの推進及び派遣労働者の雇用安定措置を講じる意義について阿部参考人、高橋参考人及び大久保参考人の見解を伺いたい。
- ・今回の法改正に関して、ポイントと考えている内容を各参考人に伺いたい。

- ・労働者派遣制度が持っている人材と企業のマッチング機能の有効性を考えれば、3年間という個人単位の期間制限をあえて設ける必要はなく、労働市場に委ねるべきと考えるが、阿部参考人の見解を伺いたい。

角田秀穂君（公明）

- ・景気回復に伴う非正規雇用の増加に対する評価及び非正規雇用の増加要因について阿部参考人、高橋参考人及び大久保参考人の見解を伺いたい。
- ・不本意の非正規雇用を解消する上で本法律案によりもたらされる効果及び本法律案の運用に係る留意点について阿部参考人及び高橋参考人の見解を伺いたい。
- ・派遣労働者と派遣先労働者との均衡待遇確保に係る配慮義務規定への評価及び今後更に求められる取組について阿部参考人及び高橋参考人の見解を伺いたい。

山井和則君（民主）

- ・26業務に従事する、特に40代、50代の有期雇用の派遣労働者の多くは、期間制限が適用されれば、3年後に職を失うとの不安を抱いているが、本法律案の措置により、今後も安定した雇用が守られると考えるか、高橋参考人、大久保参考人及び関根参考人の見解を伺いたい。
- ・本法律案が成立し、本年9月に施行された場合、景気変動等の影響は考慮しないこととして、正社員及び派遣労働者の求人数はそれぞれどのように推移すると考えるか、高橋参考人、大久保参考人及び関根参考人の見解を伺いたい。

堀内照文君（共産）

- ・本法律案は労働者の多様な働き方のニーズに資するものであるとの政府の説明内容について関根参考人及び鷲見参考人の見解を伺いたい。
- ・労働契約申込みみなし規定の施行日（本年10月1日）よりも前に本法律案が施行（本年9月1日）されることに係る問題点について鷲見参考人の見解を伺いたい。
- ・26業務の派遣労働者について、派遣先企業の責任において雇用の安定を図るべきと考えるが、関根参考人の見解を伺いたい。

足立康史君（維新）

- ・近年、我が国の労働法制は、政権交代による政策転換に翻弄されてきたと考えるが、阿部参考人、高橋参考人及び大久保参考人の見解を伺いたい。